

第1条 名称

本団体の名称を「総合型地域スポーツクラブ 札幌オールカマースポーツ倶楽部 札幌少年ラグビースクール」（略称「札幌少年ラグビースクール」）とする。

第2条 所在地

札幌少年ラグビースクール（以下スクール）の本部を事務局長宅に置く。

第3条 目的

幼児、小、中学生に対してラグビーフットボールの練習と試合を通して、体力、気力を養う。さらに、団体の中での友好心を育て、個人を尊重できる子供を育成する。

第4条 活動

スクールは札幌オールカマースポーツ倶楽部(以下 SASC)の一部会として活動を行う。スクールとして独自の活動を行うと同時に SASC の活動にも参加する。

スクールは第3条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- 一、練習
- 二、公式大会などの対外試合への参加
- 三、合宿、遠征
- 四、開校式、閉校式
- 五、上記以外で役員会が認めたもの

活動日は別途役員会で決定する。

活動年度は4月1日から翌年3月31日とする。

第5条 対象生徒

スクールの生徒は第3条に掲げる目的に賛同する未就学児から中学3年生までの男女で所定入校手続きを経た者。

上記以外で校長が認めたもので所定の入校手続きを経た者。

第6条 退校、解任

生徒及び役員については、以下の場合、役員会が決議の上、スクールから退校及び解任させることができる。

- 一、健康上の理由
- 二、スクールの一員としてふさわしくない行為があった場合
- 三、その他役員会が認めた者

第7条 総会

総会はスクールの最高議決機関とし、スクール生徒の保護者、役員によって構成する。

毎年度4月に開催する。その他校長が必要と認めた場合に開催する。

予算、決算の議決、規約改定の議決、校長の選出を行う。

第8条 役員

スクールには以下の役員を置く。役員の兼務は妨げない。

校長 1名

副校長 0～数名

事務局長 1名

事務局長補佐 数名

(事務局長と事務局長補佐で事務局を構成する。)

協会窓口担当 1名

広報担当 数名
行事担当 数名
会計担当 1名
中学生ヘッドコーチ 1名
中学生コーチ 数名
小学生ヘッドコーチ 1名
小学生高学年チーフコーチ 1名
小学生高学年コーチ 数名
小学生中学年チーフコーチ 1名
小学生中学年コーチ 数名
小学生低学年幼児チーフコーチ 1名
小学生低学年幼児コーチ 数名
レフリー委員 数名
安全推進委員 数名
父母会長 1名
父母会小学生代表 1名
父母会中学生代表 1名
その他校長が必要と認めた者

第9条 役員の任期及び選出

役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年度途中での役員の交代があった場合は後任者の任期は前任者の残任期間とする。再任はこれを妨げない。

校長は役員会で推薦され、その後、総会の出席者の過半数の議決で選出される。

校長以外の役員は校長が委託する。

第10条 役員の職務

校長：スクールを代表し、校務を統括する。役員、会計監査委員の委託、顧問の任命を行う。

副校長：校長を補佐し、校長が何らかの理由で職務を遂行できない場合は校長の職務を代行する。

事務局長：事務局を統括する。スクール生・役員の入退校及び名簿管理、年間スケジュールの策定、管理開校式・閉校式企画運営全般、役員会の開催及び運営、総会の運営を行う。

事務局長補佐：他スクールとの調整、公式戦・公式大会の対外調整、役員・スクール生への各種連絡発信及び調整、SASCとの調整、北海道尚志学園との調整、グラウンド及び体育館の確保(体験教室含む)を行う。

協会窓口：北海道ラグビーフットボール協会との連絡調整を行う。

広報：札幌ラグビースクールのホームページの管理更新、スクール生の募集活動の企画立案、練習体験性への当日対応及び勧誘フォロー、その他対外活動参画の企画立案、体験教室の企画立案運営(グラウンドの確保は事務局と連携)、報道機関に対する対応、その他札幌ラグビースクールの外部に対するPR活動を行う。

行事：各種公式大会におけるチーム内運営(準備要員の動員や大会当日の庶務事項)、合宿の企画立案及び運営、遠征の企画立案調整を行う。

会計：スクールの経理、並びに運営費用の管理、予算書、決算書の作成を行う。

中学生ヘッドコーチ：中学コーチを統括する。中学生の1年間の指導方針の策定、その指導方針に基づいた指導目標と練習計画の策定を行う。

小学生、幼児ヘッドコーチ：小学生、幼児コーチを統括する。小学生の1年間の指導方針の策定、その指導方針に基づいた指導目標と練習計画の策定を行う。

小学生高学年、中学年、低学年幼児チーフコーチ：各カテゴリーのコーチを統括する。ヘッドコーチの策定

した指導方針、始動目標、練習計画に基づき生徒の指導を行う。

中学生、小学生幼児コーチ：ヘッドコーチの策定した指導方針、始動目標、練習計画に基づき生徒の指導を行う。小学生においては各カテゴリーのチーフコーチの指示に従う。

レフリー委員：日本ラグビーフットボール協会のC級以上のレフリー資格を有し、生徒へのルール指導、練習試合や各種大会の試合でのレフリーを行う。

安全推進委員：医師、看護師などの医療関係の格者を有し、生徒の体調管理、健康指導、けがの手当て、安全なラグビーの指導を行う。

父母会長、中学生代表、小学生代表：各種イベントの父母によるバックアップ参画を担う。

第11条 役員会

役員をもってこれを構成する。

役員会は必要に応じて事務局長が招集する。

役員会は以下の項目を決定する。

- 一、校長の総会への推薦
- 二、規約の改定案の作成
- 三、生徒、役員 of 退校、解任
- 四、スクールの活動全般の企画、運営
- 五、その他の重要事項の決定

上記協議事項の実施にあたって、総会において議決が必要な事項で緊急を要する場合は先決、施行し、その後総会で議決を得なければならない。

第12条 会計監査委員

スクールには会計監査委員1名を置く。

役員、スクール生徒保護者以外から校長が委託する。

任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。年度途中で退任の場合、後任者の期は前任者の残任期間とする。再任はこれを妨げない。

会計監査委員は会計年度終了後速やかに経理を監査し、校長に報告する。

第13条 会計

スクールの経費は、会費、その他をもって充てる。

会計年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

会計は会計年度末から1カ月以内に会計監査委員より会計監査を受けなければならない。

第14条 顧問

校長は必要に応じて顧問を任命することができる。

顧問はスクールの運営について校長から求められたときにのみ意見を述べるすることができる。スクール運営に関する議決権は持たない。

第15条 規約の改訂

規約の改定は役員会が総会に提案し、総会の出席者の過半数の同意をもって議決を得る。

第16条 細則

本規約に定めるもの以外のものについては<細則>としてこれを定め、役員会において協議のうえ決定する。

第17条 規約の改定・施行

- 一、2010年4月1日施行
- 二、2015年4月1日改定、施行

〈細則〉

第1条 入校等の手続き

入校、退校、継続は別途定める書類を事務局へ提出することでこれを行う。

入校、退校はいつでもこれを認める。

継続は年度の始まりにおいて、これを行う。

第2条 保険の加入

スクール生及び指導委員は全てこのスクールの指定するスポーツ安全保険ないしはそれと同等以上の保障内容を持つ保険に加入しなければならない。

スクールで加入するスポーツ安全保険料は毎年度保険会社と協議のうえ決定する。

第3条 安全管理

スクールは事故を未然に防止するため以下のことを行う。

- 一、スクールの活動中において常に安全管理に配慮し、事故防止に最善の努力を行う。
- 二、指導委員は各種協会等が主催する講習会などへ積極的に参加して、安全管理知識の向上に努める。
- 三、スクールの活動時に万一事故が発生した場合には速やかにとりえる最善の措置を講ずると共に、関係各所への連絡を行う。
- 四、スクールの責任は一般社会常識の範囲とする。

第4条 会費

スクール生は毎年、会費、その他スクールの活動に要する費用を納める。

会費として入校時 14,000 円 を現金で支払う。兄弟で入校の場合、2 人目以降は 12,000 円とする。

北海道ラグビーフットボール協会への登録料、SASC の会費を含む。

途中入校の場合 8 月以前の入校の場合は全額、9 月以降入校の場合は基本会費 2,000 円と翌年 3 月までの残月数×1000 円を納める。

退校時の返金は行わない。

合宿、大会参加、遠征などの行事を行う場合は役員会において協議の上、別途必要経費を徴収する。

第5条 慶弔費等

スクール生徒、役員本人が亡くなった場合、弔慰金として 10000 円を支出する。

スクール生徒の父母が亡くなった場合、弔慰金として 5000 円を支出する。

その他校長が必要と認めた場合、役員会で協議の上、慶弔金等を支出する。

第6条 帯同者旅費助成基準

当スクールを代表して、北海道協会及び同普及育成委員会が所掌する中学生選抜チームへ帯同する者(1名)に対して、次のとおり、予算の範囲内で、旅費を助成する。

一、移動費：全額を支給する。

選抜チームの役員、選手などがまとまって移動する場合の航空機代、JR 代、バス代等、但し、自家用車での移動の場合（ガソリン代・高速代など）は助成しない。

二、宿泊費：50%を助成する。

選抜チームの役員などがまとまって滞在するホテルの基本宿泊費の50%。

三、食費：助成しない

但し、上記宿泊費に一括して含まれる夕食代などは上記宿泊基準を適用。

四、助成額の調整方法

- ①、協会などから帯同者へ別途助成がある場合には、上記一、二、三で算出される助成額から協会などから助成される助成額を差し引いた分を助成する。協会などからの助成額が上記一、二、三で算出される助成額を超える場合にはスクールからは助成を行わない。

②、上記①の他、助成額について調整が必要な場合には、校長、事務局長、事務局長補佐、会計担当により協議の上、助成額を決定する。

③、北海道スクール選抜が全国大会(花園)出場の場合は原則として上記一,二,三,四に従うが、チームの予算に応じ変更することがある。

第6条 細則の改定, 施行

一、2010年4月1日施行

二、2015年4月1日改定、施行

三、2015年6月3日改定、施行